

2022年1月20日

教員各位

理事・副学長（教育・国際担当）

1月24日以降の授業等の実施方法及び入構制限について（通知）

オミクロン株による全国的な新規感染者数が急激に増えており、東京都にも1月21日（金）適用で「まん延防止等重点措置」が発出されることとなりました。本学でもここにきて新規感染者や濃厚接触者判定の報告が急激に増えております。

このような状況を踏まえ、1月24日以降の授業等の実施方法及び学生の入構制限について、新型コロナウイルス対策本部会議において、下記のとおり決定しましたので、その決定に基づき、適切な対応をお願いします。

このたびの措置は、感染拡大防止と学修機会確保の両立を図るという方針のもと、オミクロン株による感染拡大の特性に鑑み、学生及び教職員の安全確保の観点から接触機会を減らすことに重点を置いたものです。一方で、今学期の残りの授業回数が少ないことや引き続き定期試験があること、また、年度末に向けて、卒業論文や修士・博士論文をはじめ、学生の学修が大詰めを迎えていることなどを踏まえ、必要な場合には学生が通学できるようにしています。授業や定期試験、また研究指導などを対面で実施する場合には、オミクロン株の特性等も十分に踏まえ、これまで以上に大学構内において感染防止策の徹底を図るとともに、通学时・帰宅時における学生の行動についても授業等の前後において注意喚起するようお願いします。

なお、授業等の実施方法に変更がある場合には、学務システム（LiveCampus）の「授業連絡」等であるべく早く学生にその旨を周知することを徹底してください。

記

1 授業・定期試験の実施方法等

(1) 授業の実施方法

- ① 遠隔授業に変更可能な科目は、可能な限り遠隔授業で実施することとし、準備が整い次第移行してください。
- ② 対面授業で実施することが必要であると授業担当教員が判断する場合は、対面授業で実施することを可とします。

(2) 定期試験の実施方法

- ① 遠隔での定期試験に変更可能な科目は、可能な限り、遠隔で実施してください。
- ② 公平性、公正性を確保するために定期試験を対面で実施することが必要であると授業担当教員が判断する場合は、対面で実施することを可とします。

(3) 体調不良学生等への対応準備

体調不良（発熱や咳等の症状）、移動困難、感染不安等により対面授業に参加できない学生が増加することや試験当日の欠席者が予想されるため、履修や定期試験の受験に不利益が生じないようにあらかじめ代替措置を準備してください。

また、定期試験を受験できないと連絡を受けた学生が多い場合は、定期試験を遠隔での実施に変更してください（レポートでの評価を含む）。

(4) 教員自身の体調不良等への準備

教員自身の感染や自宅待機により、定期試験直前や当日に対面での試験が実施できなくなることを想定し、試験の実施に影響がないように、次に示す事項等を参考に、あらかじめ対応方法を決めておいてください。

- ① 監督教員・副監督教員の代理：事前に依頼しておいてください。
- ② 試験問題の準備：（例えば）副監督教員も準備できるよう情報共有しておいてください。（万一の場合は、教務担当係にデータを送り印刷する方法もあります。）

2 入構制限措置

学生の入構制限は実施しませんが、入構時に学生証を提示することとします。

3 注意事項

特に定期試験になると対面が多くなり入構する学生数が多くなるので新型コロナウイルスへの感染が非常に心配されます。

授業や研究における感染予防措置はこれまで以上に徹底していただくとともに、学生にはその前後の通学・帰宅時における会食等について、当面は控えるよう周知してください。

- 学生の学業以外の不要不急な行動（飲酒を伴う会食、人流の多い場所への立入り等）については厳に慎ませること。
- 学業等の用務を終えた学生は、直ちに退出し帰宅させること。
- 引き続き感染防止対策を徹底することが必要であることを学生に十二分に理解させること。